

社会福祉法人四街道市社会福祉協議会 ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人四街道市社会福祉協議会（以下「本会」という。）のホームページへの広告掲載に関し、社会福祉法人四街道市社会福祉協議会広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）及び社会福祉法人四街道市社会福祉協議会広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基準)

第2条 掲載できる広告は、要綱第3条の規定による。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載を決定する場合の優先順位は、原則として申し込みの順位とする。ただし、掲載内容に期日又は期間を限定するものがあるときは、先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

(広告の規格等)

第4条 掲載する広告は、バナー広告とする。

- 2 規格、広告掲載料等については、別表のとおりとする。
- 3 同一広告掲載申請者（以下、「申請者」という。）が広告掲載できる枠数は、原則として同一月に2枠までとする。ただし、他に申請者がいない場合はこの限りでない。
- 4 別表に定められていないものは、申請者と本会が協議のうえ決定する。
- 5 広告原稿は、申請者の責任及び負担で作成する。
- 6 広告のデザイン及び内容は、本会ホームページのイメージを損なわないものとする。
- 7 広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する場合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生した場合は申請者が負担する。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、最大12か月の期間とする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第6条 申請者は、本会の四街道市社会福祉協議会ホームページ広告掲載申込書（様式1）（以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申し込むものとする。

- 2 会長は、前項の規定による申込みがあったときは、要綱第3条の規定に基づいて審査を行い、四街道市社会福祉協議会ホームページ広告掲載等決定通知書（様式2）により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定を受けた者(以下、「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取り下げ)

第8条 広告主は、要綱第10条第1項第2号に基づき、自己都合により、本会ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により会長に申し出なければならない。なお、広告掲載を取り下げる期日については、本会と広告主が協議のうえ決定する。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、広告掲載料を還付しない。

(広告掲載期間の延長)

第9条 広告主が広告掲載期間を延長する場合には、申込書により、当該広告の掲載期間が終了する月の15日までに提出する。

- 2 会長は、前項の申込書を受理したときは、第6条と同様の手続きを行う。

(広告不掲載時の措置)

第10条 広告掲載期間内に、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載されなかった場合は、掲載されなかった日数に応じて翌月まで広告掲載期間を延長できる。

- 2 前項の場合において、翌月に掲載できる枠がない場合は、要綱第9条の規定により1か月を30日として掲載されなかった日数分を日割り計算し、広告掲載料を還付できるものとする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から、広告に関連する損害の請求がなされた場合は、広告主の負担と責任のもと解決する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第4条）

規格 (1 枠につき)		縦 40 ピクセル 横 200 ピクセル 10 キロバイト以内 GIF 形式または JPEG 形式 (動画可)
広告掲載料 (1 枠につき)	1 ヶ月	5,000 円
	12 ヶ月	50,000 円
広告掲載位置		トップページ下段
枠数		8 枠

様式 1 (第 6 条)

四街道市社会福祉協議会ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人
四街道市社会福祉協議会
会長 様

会社・団体名
住 所
T E L
E メール
担当者氏名

四街道市社会福祉協議会ホームページ広告掲載への広告掲載を下記のとおり申し込みます。

記

1.掲載希望月 年 月から 年 月まで 合計 ヶ月分

2.掲載希望枠数 枠

3. リンク先のアドレス

※申し込みにおける承諾事項

1. 社会福祉法人四街道市社会福祉協議会広告掲載要綱及び同広告掲載基準並びに四街道市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要領を遵守します。
2. バナー広告の内容はリンク先として指定するホームページの内容と相違ありません。
3. 申込内容に変更が生じる場合は、必ず事前に連絡致します。

様式 2 (第 6 条)

四街道市社会福祉協議会ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人
四街道市社会福祉協議会
会長

年 月 日に申し込みがありました四街道市社会福祉協議会ホームページへの
の広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定内容 (掲載する ・ 掲載しない)

2. 掲載しない場合
(理 由)

3. 掲載期間・枠

掲載期間は 年 月から 年 月まで 枠数 枠